

(携帯電話端末等の推奨の基準)

第2条の2 (略)

2 条例第5条の2第2項の東京都規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすものであることとする。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ インターネット上で青少年が当該青少年に係る児童ポルノ等(条例第18条の7第1号に規定する児童ポルノ等をいう。)の提供を求められた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年による児童ポルノ等の作成又は提供の防止に資するものであること。

ロ インターネット上で青少年が自殺若しくは刑罰法規に触れる行為の実行を勧められ、又はそそのかされた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年の自殺又は犯罪の防止に資するものであること。

ハ インターネット上で青少年がいじめを受けた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、いじめの防止に資するものであること。

ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資すると知事が認めるものであること。

二 青少年のプライバシーに配慮されているものであること。

三 サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に配慮されているものであること。

四 青少年に広く利用されるように配慮されているものであること。

五 その他知事が必要と認める要件を備えていること。